

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第五十二条の五第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したものの

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。